

債権差押命令の申立手続

1 申立書等を提出する裁判所（管轄裁判所）

一般には債務者の現住所（会社の場合は本店所在地）、抵当権等の物上代位の場合は、不動産の所有者の住所を管轄する裁判所となります。

○本庁	前橋市、渋川市、伊勢崎市、北群馬郡、佐波郡、吾妻郡
○高崎支部	高崎市、安中市、藤岡市、富岡市、多野郡、甘楽郡
○太田支部	太田市、館林市、邑楽郡
○桐生支部	桐生市、みどり市
○沼田支部	沼田市、利根郡

2 申立てに必要な書類

- (1) 執行力のある債務名義正本（執行文付きの判決正本、執行文付きの公正証書正本等）
- (2) 債務名義の送達証明書
※ 債務名義が家事審判書の場合は、確定証明書も必要となります。
- (3) 代表者事項証明書等（債権者、債務者又は第三債務者が法人の場合）
認証日から申立日までが、債権者については3か月以内のもの。債務者・第三債務者については1か月以内のもの。
- (4) 申立手数料（収入印紙）
債権者1名・債務者1名・債務名義1通の場合は4,000円（第三債務者の数は関係ありません）
その他の場合はお問い合わせください。
- (5) 郵便切手
1,250円 × 第三債務者数
1,204円 × 債務者数
564円 × 第三債務者（陳述催告の申立てをする場合）
94円 × 債権者数
※ 目録の枚数により増額していただく場合があります。
- (6) 債権差押命令申立書
A4版縦の用紙に横書きで作成し、申立書表紙・当事者目録・請求債権目録・差押債権目録の順に左とじして各ページの間割印又はページ番号を付し、各ページの上部余白に捺印を押印してください。また、担当者の氏名・電話番号を冒頭に記載してください。
なお、今後、裁判所に提出する書類に押印する印鑑は、事件が終了するまで、申立書に押印した印鑑を使用してください（スタンプ式不可）。
- (7) 当事者目録、請求債権目録、差押債権目録のコピー1部
この目録には印鑑は押さないでください。
- (8) 当事者の住所・氏名に変更がある場合
債権者又は債務者が債務名義作成後に、引っ越したり、旧姓に戻ったりして、債務名義に記載された住所・氏名と現在の住所・氏名が異なっている場合は、債務名義と現在の住所・氏名とのつながりを明らかにする公文書等（※）が必要です。住民票を移動させていないなどして、つながりを証明できないときは、あらかじめお問い合わせください。
※ 住民票、戸籍謄本等（原則として最新のもの）

3 陳述催告の申立てについて

陳述催告の申立て（第三債務者に対し、差押債権の有無等の回答を求める申立て）は、債権差押命令の申立てと同時にしてください。